

幼児教育・保育の無償化について

幼児教育・保育の無償化の概要

対象者・対象範囲等

区分	区分	対象児		利用料(月額)
幼稚園	新制度移行園	満3歳から5歳児	全ての子ども	全額
	新制度未移行園			2.57万円(上限)
	国立大学附属幼稚園			0.87万円(上限)
保育所		0歳児から2歳児	市民税非課税世帯の子ども	全額
		3歳児から5歳児	全ての子ども	
こども園	1号認定子ども	満3歳から5歳児	全ての子ども	全額
	2号認定子ども	3歳児から5歳児		
	3号認定子ども	0歳児から2歳児	市民税非課税世帯の子ども	
地域型保育事業	3号認定子ども	0歳児から2歳児	市民税非課税世帯の子ども	全額

保育の必要性の認定(2・3号同等認定)を受けた世帯の子ども

預り保育 (幼稚園)	新制度移行・幼稚園	満3歳から5歳児		(非課税世帯のみ)
	新制度未移行・幼稚園			満3歳 ⇒ 1.63万円(上限)
	こども園・1号認定子ども			3歳児から5歳児 ⇒ 1.13万円(上限)
認可外保育施設 ※	一般的な認可外保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター、事業所内保育所等	0歳児から2歳児	保育所、こども園を利用していない市民税非課税世帯の子ども	4.2万円(上限)
一時預かり事業		3歳児から5歳児	保育所、こども園を利用していない子ども	3.7万円(上限)
病児保育事業				
ファミリー・サポート・センター事業				

※預かり保育が十分な水準に満たない幼稚園を利用している場合は1.13万円を限度として無償化の対象

※ 都道府県へ届出し、かつ国の指導監督基準を満たした施設であること。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定